

2013年5月14日

宇治市長  
山本 正 様

宇治・世界遺産を守る会 代表世話人 須田 稔  
宇治・防災を考える市民の会 代表 志岐 常正

### 宇治のシンボル景観・塔の島のサクラ並木と景観を守るための要請

貴職におかれましてはますますご清祥のことと存じます。

さて、塔の島のサクラ並木伐採・改変工事に関して、2月15日貴職に要請書を提出し、3月7日に回答を受けてから約2ヵ月が経過しました。

その間、淀川河川事務所と京都府への要請、宇治市議会議長への陳情、文化庁、日本イコモス国内委員会、宇治市歴史的風致維持向上協議会、京都弁護士会へも要請、さらに宇治商工会議所、宇治市観光協会などへ要請を行ってきました。

その際には、①市民説明会の開催、②さらなるサクラ並木の伐採の中止、改変工事の中止・見直しを求めました。残念なことに市民への説明会は未だ行われていません。淀川河川事務所の計画では、今年度、残された橘島のサクラ並木を伐採する予定です。

昨日13日、淀川河川事務所長に、国土交通大臣、文化庁長官、淀川河川事務所長宛の請願署名2234人分、別に淀川河川事務所長宛要請書70人分を提出しました。

署名とりくみの中で多くの市民の声を聞きました。桜を切られてしまったことへの怒り、嘆き、残念がる言葉でした。「市役所も、観光協会も、議会も反対しないといけないのに、何をしているの」と言って、みんな怒っていました。商店街の店に行ったら、店主が僕も署名をしましたと言いながら、「この辺の人はみんな怒っていますよ」と言っていました。こうした市民のみなさんの声を重く受け止め、なんとしても宇治のシンボル景観である塔の島のサクラ並木と景観を守るために、宇治市長の責務を果たされるよう要請します。

### 30年を経て、見事な並木となっているサクラ並木をなぜ切り倒す必要があるのでしょうか。

淀川河川事務所は、河川改修工事ためと説明しています。しかしこれはまやかしです。塔の島における工事は、大きく2つに分類できます。

1つ目は、治水に関係がある工事です。①河床掘削、②塔の川締切堤の撤去、③導水管の一部撤去、④塔の川落差工の一部撤去、⑤亀石遊歩道の一部削除は、治水に関係ある工事です。

2つ目は、治水に関係がない、塔の島を改変するための工事です。サクラ並木伐採の原因となった①橘島と塔の島の切り下げ、②樹木の伐採・半減計画、③橘島の上流端の形を変える、④それに伴う中の島橋の架け替え、⑤トイレの移設、⑥塔の島上流の導流堤の設置などは、治水とはまったく関係がありません。

3つ目は、塔の川の護岸工事のように一見治水のための工事に見えるが、その内容は治水と逆行する矛盾した不要な内容を含む工事で2つ目と関連しています。

2つ目の工事は、景観と自然環境の保全が義務づけられている塔の島を、「島を“中州”に近づける」方針での「中州のイメージ」で、何の必要性もないのに現状とまったく異なるものに造り替えるための工事で、最初から間違っている工事です。まったく必要がないことに莫大な税金をつぎ込むだけでなく、今より危険になり、そして景観や環境が自然破壊されるのです。

具体的には、橋島の護岸を壊し島の上面を削って本流側に人が降りられるようにする工事です。このために本流側のサクラ並木が伐採されたのです。これは塔の島付近の宇治川は、本流側は危険であり、過去の転落死亡事故を受けて、現在安全柵が設置されていることを無視した工事です。塔の島を国から借用して府立公園に使用している京都府は、島を訪れる人々の安全対策のために安全柵設置を検討するといっています。つまり国の工事は、まったくムダで危険な工事であるという証明です。

塔の島を改変する基本となっている「島を“中州”に近づける」という方針は、特異なものです。3月7日の宇治市の回答の場でも、3月8日の淀川河川事務所への申し入れの場における質疑応答でも、方針と具体的な工事内容について当事者がほとんど説明出来ないものであることが明らかになりました。

### 宇治のシンボル景観・塔の島の改変は法令・ルール違反です。

ご承知の通り、塔の島は「宇治川さくらまつり」の中心舞台、宇治の観光スポット、市民の憩いの場であり、風光明媚な自然環境と歴史的景観に大きな価値があります。

①宇治市が景観法にもとづき定めた「宇治市景観計画」は、「世界遺産である平等院、宇治上神社及びその周辺一帯を、宇治市のシンボルとして位置づけて、『景観計画重点区域』として背景も含めて保全し、後世に引き継いでゆくことを、市民・事業者・行政の務めとします。」と定めています。景観の保全を義務づけているのです。

②文部科学省は、文化財保護法にもとづいて、「宇治の文化的景観」として、塔の島の島地区とその両岸に広がるまち並み（景観計画重点区域）を、「重要文化的景観」に選定し、景観の保全を義務づけています。

③塔の島は、琵琶湖国定公園であり、京都府の特別風致地区であって、環境と景観の保全が義務づけられています。

④宇治川・塔の島は、平等院・宇治上神社の中間にあって、世界遺産のバッファゾーン（緩衝地帯）に位置します。バッファゾーンにおける大規模な改変は禁止されています。大改変は世界遺産登録そのものを危うくするおそれがあります。

⑤河川法は、1997年の改正時に「河川環境の整備と保全」を目的に加えました。

⑥国土交通省が2007年につくった「美しい国づくり大綱」は、「世界文化遺産や伝統的建造物群保存地区の歴史的景観、・・・日本三景の自然景観など、だれでもが認める優れた景観は行政と国民の責務として保全すべきである。これらの地域での公共事業においては、景観への影響に特段の配慮を払うべきであり、事業実施の是非、工法等について慎重に検討する必要がある。」と景観保全を義務づけています。

今回の塔の島改変工事は、これら一つ一つに抵触するものであります。民間では許されないことが国だから許されるのでしょうか。

私たちは、景観構造検討会が秘密会議とされ、市民への説明なしに工事がすすめられたこと、サクラ並木の大量伐採により島の様相が一変し景観が破壊されたこと、さらにこの工事がサクラ並木を伐採するに止まらず、島を切り下げあるいは島の形を変えるなど宇治のシンボル景観である塔の島を現状とまったく異なるものに大改変する工事であることなどについて、市民として大変憂慮しています。

1, 宇治市景観計画、宇治の文化的景観（重要文化的景観）などにもとづき、塔の島の景観を保全するためにサクラ並木を残すこと、改変工事を変更・中止することを国土交通省淀川河川事務所長に求めて下さい。

2, 工事主体は国土交通省で工事の説明責任は国にあります。一方、宇治市がとる態度について宇治市長として市民への説明会を開催して下さい。

以上